

【記載例】子の監護に関する陳述書（非監護親用）

（あなたの生活状況）

1 生活歴

平成○年○月，○○高校卒業，同年○月，株式会社○○に入社

平成○年○月○日，被告と婚姻。同年○月，○○市で被告と生活

平成○年○月○日，子○○出生

平成○年○月，株式会社○○に転職

平成○年○月○日，被告及び子と別居

2 現在の仕事の状況

株式会社○○に正社員（営業職）として勤務している。

毎週月曜日から金曜日まで出勤する。勤務時間は午前○時から午後○時までである。休日出勤はほとんどないが，月末は多忙であり，年に二，三回休日出勤する。残業は週2回程度あり，1回の残業は1時間ほどである。通勤時間は電車で片道約○分である。

3 経済状況

給与収入が月額○○円（手取り）である。賞与が，年2回，各○○円である。

（甲○号証 平成○年度源泉徴収票写しのとおり。）

主な支出は，家賃○○円（甲○号証 契約書の写しのとおり），被告への婚姻費用○円である。

4 一日の生活スケジュール

【平日】

6：00 起床

6：30 朝食をとる

7：00 出勤

18：00 帰宅

19：00 夕食をとる

20：00 入浴

23：00 就寝

【休日】

7：00 起床

7：30 朝食をとる。その後，家事をして過ごす

(別紙様式第4-2)

- 12:00 昼食
- 13:00 買い物に出かける
- 16:00 帰宅。以後は平日と同じ。

5 健康状態

不眠により、平成〇〇年〇月から毎月1回、〇〇病院（心療内科）に通院し、〇年〇月まで、睡眠薬及び安定剤を服薬していた。症状が軽快したため、平成〇〇年〇月から通院していない。

6 同居者の状況

なし

7 住居の状況

間取りは甲〇号証（間取り図）のとおり。間取り図の洋室1を寝室として使い、洋室2を居間として使っている。

(監護補助者の生活状況)

8 監護を手伝ってもらう人（予定）の生活状況

- ・父方祖母 〇〇〇〇（60歳） 昭和〇〇年〇月〇日生 弁当店パート
住所 〇〇町〇〇1番2号

心臓病により、平成〇〇年〇月から1か月間入院した。現在も月1回通院、服薬している。

- ・父方叔母 〇〇〇〇（25歳） 昭和〇〇年〇月〇日生 アルバイト 住所は父方祖母と同じ。健康状態に問題はない。

9 手伝ってもらう監護の具体的内容

父方祖母は、原告宅から徒歩5分の場所に住んでおり、原告が仕事の都合で保育園の迎えに行けないときは、原告の代わりに迎えに行き、夕食の用意をしてもらう予定である。

父方叔母は、週末に、子の遊び相手をしてもらう予定である。

(お子さんの生活状況)

10 生活歴

平成〇年〇月〇日に出生。〇〇県〇〇市で原告及び被告と生活。

平成〇年〇月、私立〇〇保育園に入園

平成〇年〇月〇日、被告とともに現住所へ転居し、被告と生活

11 これまでの監護状況

- (1) 出生～別居

原告が、毎日、授乳、おむつ換え、寝かしつけ、健診や病院の受診などを主に行っていた。被告は、毎日、仕事から帰宅後、子を風呂に入れたり、おむつを替えたりしていた。毎日の食事の用意や衣類の洗濯などの身の回りの世話、保育園の送迎や行事参加も原告が行った。運動会は被告も参加した。

(2) 別居～現在

被告と同居している。

1 2 心身の発育状況、健康状況

出生後、数日して黄疸が出たが、治療を要せずすぐ治まった。

3歳ころからアトピーの症状が出て、皮膚科を受診し、アトピー性皮膚炎と診断された。以後、定期的に通院しており、現在は月2回通院し、内服薬と塗り薬を処方されている。アトピー性皮膚炎のほかは、たまに風邪を引くくらいである。

1歳で歩行ができた。おむつは4歳までに完全に外れた。言葉は1歳半ころから「パパ」、「ママ」などの発語が見られ、3歳ころから急激に語彙が増え、現在はかなりやりとりができる。服の脱ぎ着も自分でできる。これまで発育は順調で、問題はない。明るく、人見知りをしない。

1 3 父母の紛争に対するお子さんの認識、あなたからお子さんへの説明

別居のときに原告から「パパとママはけんかして、一緒に住めないで別々に暮らす。」と説明した。原告と被告がうまくいっていないことは何となく分かっているようである。

1 4 別居後におけるお子さんとの交流状況

平成〇〇年〇月から毎月1回、日曜日に、午前〇時から午後〇時まで子と面会している。食事したり、公園で遊んだりして過ごし、子は楽しんでいる。

(今後の監護方針)

1 5 親権者となった場合の具体的な監護方針

現住居に子を引き取り、監護していく。保育園は近くの私立〇〇保育園に転園させる予定である。親権者となった場合は、原告が保育園の送迎を行い、食事や入浴など身の回りの世話をする。仕事で迎えに行けないときは、近所に住む原告の母が迎えに行き、夕食を作る。

被告と子が月1回程度、面会することは構わない。

1 6 その他

特記事項なし